

公益社団法人日本エアロビック連盟 御中

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課長

福岡アスリート応援企業支援事業に係る周知及び推薦書の提出について（ご依頼）

盛夏の候、貴団体におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本県スポーツの振興につきまして、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本県では、アスリートが福岡県に就職し、競技活動を継続できる環境づくりを目的に、昨年度から別添のとおり、標記事業を実施しております。

つきましては、本事業について、貴団体所属の選手にご周知いただくとともに、事業への参加を希望する選手からふくおかアスリートナビゲーション選手登録申請書が提出された場合は、別紙福岡県内就職希望アスリート推薦調書にて推薦していただきますようお願い申し上げます。

なお、推薦調書につきましては、下記に記載しております提出先へ、事業参加希望選手から申請があり次第、随時、ご提出いただくよう併せてお願いいたします。

記

1 添付資料

- (1) 福岡アスリート応援企業支援事業について
- (2) 福岡アスリート応援企業支援事業補助金交付要綱
- (3) 福岡県内就職希望アスリート推薦調書
- (4) ふくおかアスリートナビゲーション選手登録申請書

2 提出書類

- (1) 福岡県内就職希望アスリート推薦調書（競技団体が作成）
- (2) ふくおかアスリートナビゲーション選手登録申請書（事業参加希望選手が作成）

3 ご提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課
担当 内田 宛

問い合わせ先
福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局
スポーツ振興課地域スポーツ係 担当 内田
TEL：092-643-3515
FAX：092-643-3408
Mail：uchida-r0308@pref.fukuoka.lg.jp

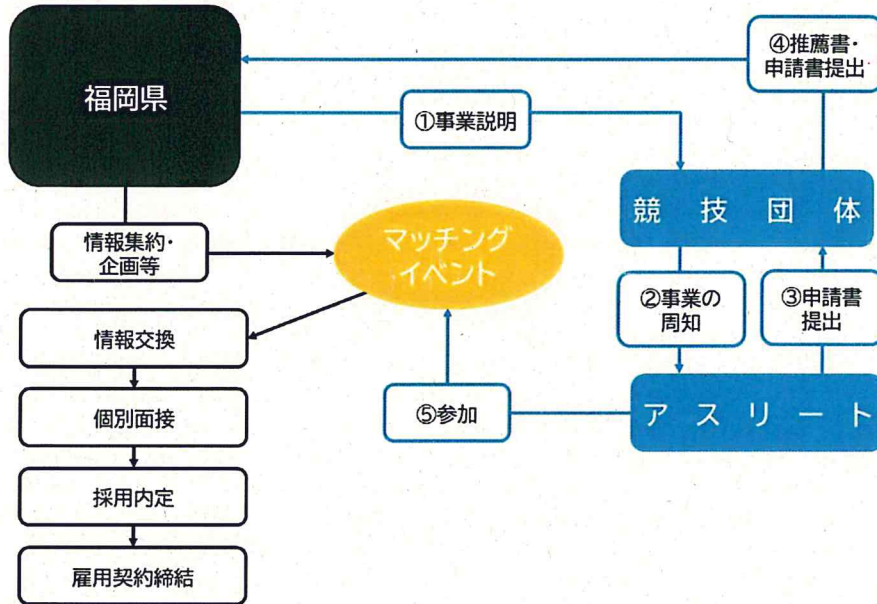
福岡アスリート応援企業支援事業について

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課

1 目的

アスリートの雇用を検討している県内企業と福岡県内を拠点に活動を希望するアスリートに対し、情報交換を行う仕組みを整備することで、相互の希望に応じた支援体制や雇用体制を構築するもの。

2 福岡アスリート応援企業支援事業フロー図



3 対象となる選手

- (1) 日本代表候補や年代別の日本代表に選出されたことがある選手
- (2) 個人競技の全国大会で入賞(8位)以上の実績がある選手
- (3) その他、(1)、(2)に準ずる実績を有すると判断される選手

4 雇用契約までのプロセス(競技団体に対する協力依頼)

- (1) 福岡県から競技団体へ福岡アスリート応援企業支援事業(以下、本事業という。)の資料を送付するとともに、依頼文を送付。
- (2) 競技団体は、対象となる選手に対して、本事業の周知を幅広く行う。
- (3) 選手は、ふくおかアスリートナビゲーション選手登録申請書に必要事項を記入し、所属する競技団体へ提出。
- (4) 競技団体は、選手から提出された登録申請書を基に、福岡県内就職希望アスリート推薦調書を作成し、福岡県に提出。

5 本事業に参画することによる競技団体のメリット

- (1) 【競技継続に向けた環境整備】
選手に対して、県内で競技を継続しながら就職することができるシステムが構築されることで、選手の競技活動の継続や意欲向上につながる。
- (2) 【競技団体の強化】
雇用契約を結んだ選手を通して、企業と競技団体の連携協力体制が構築されることにより、競技団体に対しての財政的支援の可能性が広がる。
- (3) 【競技の普及】
選手を雇用した企業が会社をあげて応援することにより、競技に対する認知度・理解度が向上し競技の普及や次世代アスリートの育成に繋がる。

お問合せ先
福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課
地域スポーツ係 担当 内田
TEL 092-643-3515
FAX 092-643-3408
E-mail uchida-r0308@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県内就職希望アスリート推薦調書

令和 年 月 日

競技団体名	
担当者名 (役職)	()
連絡先	TEL : FAX :

推薦選手名	
実施競技種目名	
< 推薦理由・主な成績 >	

上記の理由により、福岡県内就職希望アスリートとして、推薦いたします。

競技団体名

代表者名

印

ふくおかアスリートナビゲーション選手登録申請書

フリガナ		性別	生年月日	(写真)
氏名				
出身地				
現住所				
所属先				
競技団体・種目				

【経歴】(日付降順で記載)

年	月	学歴・職歴

【主な競技の成績や認定等】(日付降順で記載)

年	月	大会名	成績

【自己PR】(競技生活で身についた能力や経験、採用した企業に対して提供できるメリット等)

【企業に向けての要望】

就職希望条件	
仕事内容・職業	
勤務体制	

福岡アスリート応援企業支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡アスリート応援企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、福岡県内に事務所を有する企業で、福岡県内を拠点に活動を望むアスリートを雇用した企業が、アスリート（以下「選手」という。）を雇用するために必要な経費に対して補助することにより、選手が、安心して競技に打ち込める環境を整備することを目的とする。

2 前項に掲げる選手とは、(公財)日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体、又は(公財)日本障がい者スポーツ協会に加盟する中央競技団体、(公財)福岡県スポーツ協会に加盟する競技種目団体（以下「加盟団体」という。）に登録している者のうち、職業スポーツ従事者を除く、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本代表候補や年代別の日本代表に選出されたことがある者
- (2) 個人競技の全国大会で入賞（8位）以上の実績がある者
- (3) その他、上記（1）、（2）に準ずる実績を有すると判断される者

(補助の対象)

第3条 補助金の対象となる企業は、選手を支援する意思を持つ福岡県内の企業で、ふくおかアスリートナビゲーションに登録したもの（以下「補助対象者」という。）のうち雇用契約を締結した企業とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が選手を雇用するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 交付決定の日から当該年度3月末までとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 選手との雇用契約書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年7月16日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月16日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
福岡県内を拠点に活動したいと願うアスリートを雇用する企業がアスリートを雇用するために必要な経費 (1) 雇用したアスリートが使用する企業名を記載した用具・ユニホーム等の作成経費 (2) 雇用したアスリートの遠征費に係る経費 (3) 社内外に対して福岡アスリート応援企業支援事業や雇用したアスリートの横断幕の作成等のPR活動を行う経費 (4) その他知事が必要と認める経費	10/10	上限50万円 (雇用アスリート1人あたり)